

## 令和5年度山形市重粒子線がん治療費助成金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 市長は、公的医療保険が適用されず高額の医療費がかかる重粒子線がん治療における市民の負担を軽減するため、重粒子線がん治療に要する経費に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 重粒子線がん治療 山形大学医学部附属病院において実施される公的医療保険の適用外となる先進医療として国から認められた重粒子線がん治療をいう。
- (2) 先進医療特約保険等 がん先進医療に係る給付金を受け取ることを内容とする保険契約又は共済契約をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者で重粒子線がん治療を受けたものとする。

- (1) 重粒子線がん治療の照射治療の開始日の1年以上前から引き続き住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税等の滞納がない者（滞納している市税等を分割等の方法により納付している者又は分割納付の誓約書を提出した者を含む。）
- (3) 住民基本台帳上同一の世帯であって、令和4年（令和5年4月1日から同年5月31日までの間に第6条第1項に規定する申請をする者にあつては、令和3年）の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額からそれぞれ同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「課税総所得金額」という。）が600万円以下の世帯に属する者

### (助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、重粒子線がん治療に係る照射治療費とする。ただし、先進医療特約保険等の給付金を受け取る場合

の助成対象経費は、照射治療費の額から当該給付金の額を減じて得た額とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、1つの治療につき62万8,000円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 規則第5条の規定にかかわらず、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、助成対象経費の支払日から起算して6か月を経過する日（その日が令和6年3月31日後である場合にあっては、同日）までに、山形市重粒子線がん治療費助成金交付申請書兼請求書（別記様式第1号。以下「交付申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 重粒子線がん治療の日程が分かる書類（予約票の写しなど）
- (2) 助成対象経費の支払を証明する書類（診療料金の領収書の写し、先進医療特約保険等の給付金の額が分かる書類など）
- (3) 誓約書兼個人情報の取得に関する同意書（別記様式第2号）
- (4) 申請者及び当該申請者と住民基本台帳上同一の世帯に属する者の令和5年1月1日（令和5年4月1日から同年5月31日までの間に申請をする者にあっては、令和4年1月1日）時点の住所地が本市以外の場合にあっては、その住所地の市町村が発行する令和4年（令和5年4月1日から同年5月31日までの間に申請をする者にあっては、令和3年）の課税総所得金額を証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、申請者からの委任により、代理人が行うことができるものとする。この場合において、当該代理人は、当該代理人本人であることを確認することができる書類を提示するとともに、親権者又は未成年の子の代理申請を行う場合を除き、委任状を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定にかかわらず、交付申請書兼請求書の提出をもって、規則第13条の規定による報告に代えるものとする。

(審査及び結果の通知)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による交付申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、山形市重粒子線がん治療費助成金交付決定及び額の確定について（別記様式第3号）により申請者（代理申請の場合にあっては、代理人）に通知するものとする。

（助成金の交付の条件）

第9条 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、規則及びこの要綱の規定に従うことのほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 市長は、助成対象者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、規則第16条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができること。
- (2) 助成対象者は、前号の規定による交付の決定の取消しがあった場合において、規則第17条第1項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付済額を減じて得た額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市長に納付すること。
- (3) 前号の規定により加算金を納付する場合において、助成対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- (4) 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付済額を減じて得た額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市長に納付すること。

（書類の整備等）

第10条 助成対象者は、規則第19条の規定により助成対象経費の支払に係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該助成対象経費の支払日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者（代理人の場合は代理人）

住 所	(郵便番号)
氏 名	
電 話 番 号	
患者との関係	

山形市重粒子線がん治療費助成金交付申請書兼請求書

山形大学医学部附属病院の重粒子線がん治療に要する経費に対し、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 重粒子線がん治療を受けた患者

住所	ふりがな	
	名前	
	生年月日	
	性別	

2 助成対象治療

照射治療開始日	年	月	日
照射治療費支払日	年	月	日

3 交付申請額・請求額

照射治療費 (A)	円
先進医療特約保険等 給付額 (B)	円 (保険会社名 : )
助成対象経費 (A-B)	
助成上限額	628,000円

交付申請額・請求額 〔 助成対象経費と助成上限額 のうち、金額の低い方 〕	
---	--

### 3 振込先

金融機関名	
本・支店名	本店 ・ 支店
口座種別	1 普通預金          2 当座預金
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

（宛先）山形市長

【助成対象者】

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

【助成対象者と同一世帯の者】

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

### 誓約書兼個人情報取得に関する同意書

山形市重粒子線がん治療費助成金を申請するに当たって、下記の事項について誓約します。

また、山形市又は山形県が、申請事項及び下記の事項を確認するため、申請書に記載された情報を、山形市、山形県、山形大学医学部附属病院、保険会社等から取得することについて同意します。

#### 記

- 1 重粒子線がん治療の照射治療の開始日において、引き続き1年以上、山形市内に住所を有している。
- 2 令和4年(令和5年4月1日から同年5月31日までの間の申請の場合は、令和3年)の世帯の課税総所得金額が600万円以下である。
- 3 重粒子線がん治療の照射治療費を対象とした先進医療特約保険等の給付金を受け取っていない、又は受け取っているが、当該給付金の額は照射治療費の額に満たない金額であり、その金額を山形市重粒子線がん治療費助成金交付申請書兼請求書に記載している。

様

山形市長

山形市重粒子線がん治療費助成金交付決定及び額の確定について（通知）

年 月 日付けで申請がありましたみだしの助成金につきましては、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定するとともに、同規則第14条の規定により助成金の額を確定しましたので通知します。

記

確定助成金額 円

（助成金交付の条件）

- (1) 市長は、助成対象者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (2) 助成対象者は、前号の規定による交付の決定の取消しがあった場合において助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付済額を減じて得た額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市長に納付しなければならない。
- (3) 前号の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成対象者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
- (4) 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付済額を減じて得た額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市長に納付しなければならない。